

# 令和7年度感動する大学スポーツ総合支援事業（追加公募） 審査基準

## I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、予算の範囲内で各評価項目の得点合計が高いものについて採択案件に決定する。一般社団法人大学スポーツ協会（以下、UNIVAS という）に設置された技術審査委員会による審査により公募時点の採択予定件数が増減する場合がある。

## II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、UNIVAS に設置された技術審査委員会において、「III 評価方法」にしたがって書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出、もしくは説明を求めることがある。

## III 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。技術審査委員会の各委員は、下記の評価項目毎に評価基準による5段階評価等を行い、各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とし、得点が50点に満たない場合は不合格とする。なお、提出された申請書類は、公募要領に記載された形式上の要件を満たしているかどうかについて事務局にて確認を行う。応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外される場合がある。

### 【評価項目】

#### 1. 事業実施主体に関する評価（共通審査項目）

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

#### 2. 事業内容に関する評価Ⅰ（共通審査項目）

- (1) 事業の内容について先進性や独自性がみられるなど、今後全国の大学の模範となるべき事業が提案されていること。
- (2) 事業の内容・方法・スケジュール等が具体性、適正性、合理性に優れていること。
- (3) 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

#### 3. 事業内容に関する評価Ⅱ（事業別審査項目）

- (1) 「大学スポーツムーブメントモデル創出支援事業」
  - ア 事業の趣旨・目的において、大学スポーツ振興の新たなムーブメント創出に繋がる事業であり、より多くの人々を取り込む等の企画規模を有すること。
  - イ 大学が主体者となって学生を中心とした企画運営等を行う事業であり、

具体性・実効性・独創性・効率性に優れていること。

(1) 「大学生指導員の養成・確保に関する実証事業」

ア 事業の趣旨・目的において、受講した学生が卒業後も継続して地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築する取組として具体性・実効性・独創性・効率性に優れていること。

イ P D C Aサイクルが有効に働く仕組みなど、取組結果を適切に評価し、改善や見直しができるような体制や仕組みが整えられていること。

(1) 「大学スポーツ資源を活用した地域振興モデル創出支援事業」

ア 事業の趣旨・目的において、大学スポーツによる振興を持続的に推進していく姿勢が明確となっており、すでに全学的な取組になっている、又は将来的に全学的な取組となるように想定されていること。

イ 自治体及び地域の組織・団体と連携・協力の上、事業を実施する地域の自治体が抱える具体的な課題を明確化し、その課題解決への事業効果を定量的かつ定性的に検証できる具体的な目標到達点 (KPI) が設定され、かつ、効果検証方法が具体的であり、翌年度以降も継続的な取組となるよう想定されていること。

4. 採択実績に関する評価

令和4年度～6年度「感動する大学スポーツ総合支援事業」において採択実績を有していないこと。

5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

1. 「1. 事業実施主体に関する評価」、「2. 事業内容に関する評価Ⅰ（共通審査項目）」及び「3. 事業内容に関する評価Ⅱ（事業別審査項目）」に係る評価基準

以下の評価基準により別表にしたがって5段階評価を行う。

大変優れている = 5点 (10点)	優れている = 4点 (8点)
普通 = 3点 (6点)	やや劣っている = 2点 (4点)
劣っている = 1点 (2点)	

※ ( ) 内は重点評価項目の得点

2. 「4. 採択実績に関する評価」に係る評価基準

令和4年度～6年度「感動する大学スポーツ総合支援事業」において採択実績を有していない場合は5点を加点する。

3. 「5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

認定等※		配点
女性の職業生活におけ	認定段階1 (労働時間等の働き	2. 0点

る活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等	方に係る基準は満たすこと。）	
	認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）	3. 0点
	認定段階3	4. 0点
	プラチナえるぼし認定企業	5. 0点
	行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1. 0点
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）	くるみん認定①	2. 0点
	トライくるみん認定	3. 0点
	くるみん認定②	3. 0点
	くるみん認定③	3. 0点
	プラチナくるみん認定	5. 0点
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定	ユースエール認定	4. 0点
上記に該当する認定等を有しない		0点

※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1 - (1)	5	5	4	3	2	1
1 - (2)	5	5	4	3	2	1
1 - (3)	5	5	4	3	2	1
1 - (4)	5	5	4	3	2	1
2 - (1)	10	10	8	6	4	2
2 - (2)	10	10	8	6	4	2
2 - (3)	10	10	8	6	4	2
3 - (1) - ア ※	10	10	8	6	4	2
3 - (1) - イ ※	10	10	8	6	4	2
4	5	令和4年度～6年度「感動する大学スポーツ総合支援事業」において採択実績を有していない場合は評価を行う。				
5	5	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>-----</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 2点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 3点</li> <li>・認定段階3 = 4点</li> <li>・プラチナえるぼし認定企業 = 5点</li> </ul> <p>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 1点</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。））による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 = 2点</li> <li>・トライくるみん認定 = 3点</li> <li>・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。））による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。） = 3点</li> <li>・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定） = 3点</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん認定 = 5点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定 = 4点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない = 0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>				

※各事業の項目で採点